

④高齢者福祉施設における避難の実効性を
高める方策について

同時発表：厚生労働省

令和3年3月31日

水管理・国土保全局河川環境課

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

高齢者施設の避難方策をとりまとめました ～「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の 避難確保に関する検討会」のとりまとめ成果の公表～

令和2年7月に発生した豪雨災害では、熊本県球磨村の特別養護老人ホームで14名の尊い命が失われました。

国土交通省では、高齢者福祉施設における被害の再発防止を図るため、今回の豪雨災害における避難の課題を検証したうえで、避難の実効性を高める方策を検討することとし、厚生労働省と共同で有識者会議「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」を昨年10月に設置し、これまで検討を進めてきました。

このたび、有識者会議の検討成果「高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について」がとりまとめられましたので公表します。

国土交通省としては、このとりまとめを受けて、高齢者福祉施設における避難の実効性を高める取組を、厚生労働省と連携して進めてまいります。

添付資料

- (資料1) 高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について（とりまとめ概要）
- (資料2) 高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について（とりまとめ）
- (資料3) 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会の概要

これまでの検討会の内容につきましては、国土交通省ホームページに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/river/shimngikai_blog/koreisha_himan/index.html

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室

課長補佐 三村（内線：35439）、係長 太田（内線：35457）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8460 FAX：03(5253)1603

水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室

企画専門官 大山（内線36152）、係長 土門（内線36154）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8468 FAX：03(5253)1610

高齢者福祉施設の避難確保に関する課題

- 避難確保計画等に定められている避難先が災害リスクに適切に対応した場所になっていない場合がある。【避難先の課題】
- 利用者のケアなど避難先での業務継続に懸念があるため、早期の立退き避難を躊躇している。【避難先や避難のタイミングの課題】
- 避難先に利用者を移動させる訓練まで実施している施設は少ない。【訓練の課題】
- 大雨や暴風等の事態が進行した状況では、交通が麻痺し、職員が施設に駆け付けることができない場合がある。【職員体制の課題】
- 令和2年7月豪雨で被災した高齢者福祉施設では、階段を使った上階への避難に大きな労力と多くの時間を要した。【設備の課題】等

避難の実効性を高める方策

避難確保計画等の内容や訓練の内容に関する事項

- 洪水や土砂災害等の災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底

災害リスクに適切に対応した避難先等が選定されるよう、市区町村が施設に対して助言・勧告する支援策を講じる。等

- 訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映

訓練結果を施設と市区町村が共有し、市区町村が施設に対して計画の見直し等について助言・勧告する支援策を講じる。等

- 職員や利用者の家族等への災害リスクおよび避難確保計画等の周知

避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族に対して、避難確保計画等の内容を周知する。非常災害対策計画と避難確保計画を一体化して作成するとともに、タイムラインを踏まえた分かりやすい計画を作成する。等

利用者の避難支援のための体制や設備に関する事項

- 施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保等

垂直避難スペースやエレベータ、スロープ等の設置を支援する。施設同士で避難受け入れ体制を構築する。業務継続計画の作成の徹底を図る。等

- 地域や利用者の家族と連携した避難支援体制の確保

地域住民や利用者の家族と連携した避難支援の協力体制を構築する。市区町村と施設が平時から情報交換するための場を構築する。等

- 職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上

個々の施設の防災リーダーを育成するための講習会等の実施を推進する。等

- 災害リスクの低い場所への高齢者福祉施設の誘導等

災害リスクを有する場所に新設する場合の補助要件の厳格化を図る。著しい危害が生ずるおそれがある区域等の開発・建築行為の厳格化を図る。等

経過

- 第1回検討会：令和2年10月 7日（水）
 高齢者福祉施設の避難確保に関する課題の検証 等
- 第2回検討会：令和2年12月18日（金）
 高齢者福祉施設の避難の実効性を高める方策の骨子 等
- 第3回検討会：令和3年 3月18日（木）
 高齢者福祉施設の避難の実効性を高める方策のとりまとめ 等

委員名簿

井 上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 教授
内 田 太 郎	筑波大学 生命環境系 准教授
◎鍵 屋 一	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授
川 口 淳	三重大学大学院 工学研究科 准教授
鴻 江 圭 子	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長
小 林 健一郎	神戸大学 都市安全研究センター 准教授
阪 本 真由美	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
佐々木 重 光	岩手県岩泉町 危機管理監
藤 本 濟	長野県建設部 砂防課長

◎：座長
 (50音順、敬称略)

<オブザーバー>

矢 崎 剛 吉	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
重 永 将 志	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
荒 竹 宏 之	消防庁国民保護・防災部防災課長

検討会のとりまとめを受けて実施する主な施策イメージ

(洪水や土砂災害等の水災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底、訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映)

- 施設から市区町村に避難訓練の結果を報告し、報告を受けた市区町村は、施設に対して、計画や訓練の内容の見直し等について助言・勧告する支援制度を創設する。

市区町村による施設管理者等への助言・勧告制度の創設(水防法・土砂災害防止法の改正(※))【国交省】

高齢者福祉施設等

- ・ 避難確保計画に加えて、訓練の結果を市区町村に報告し、情報を共有する
- ・ 訓練で得られた教訓や市区町村からの助言・勧告を踏まえて避難確保計画の内容や訓練の内容を見直す



施設の管理者等
(高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設)

- ・ 避難確保計画の作成
- ・ 避難訓練の実施

報告



助言・勧告

支援

市区町村

- ・ 福祉部局と防災部局、水防・砂防部局が適切に役割分担した上で連携強化を図り、高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画や訓練の内容に関して助言・勧告する



市役所
市区町村長

国交省

- 市区町村職員向けの研修の充実や市区町村が主催する施設管理者向けの講習会の開催の支援 等

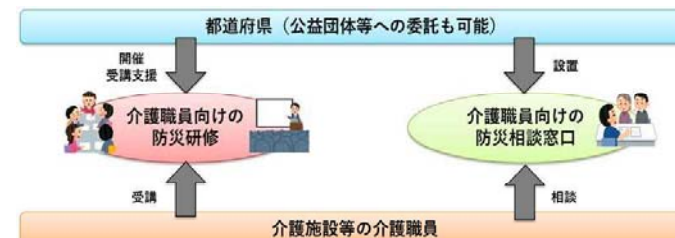
その他の支援内容

- ・ 「避難確保計画作成の手引き(R2.6)」の改訂
- ・ 「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル(R2.10)」の改訂
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援動画のバージョンアップ
- ・ 避難訓練の手引き・チェックリストの作成、周知 等



厚労省

- 都道府県における介護職員向けの防災研修の実施や介護職員向けの防災相談窓口の設置の支援 等



その他の支援内容

- ・ 調査研究事業において、「非常災害対策計画作成の手引き」の作成、周知

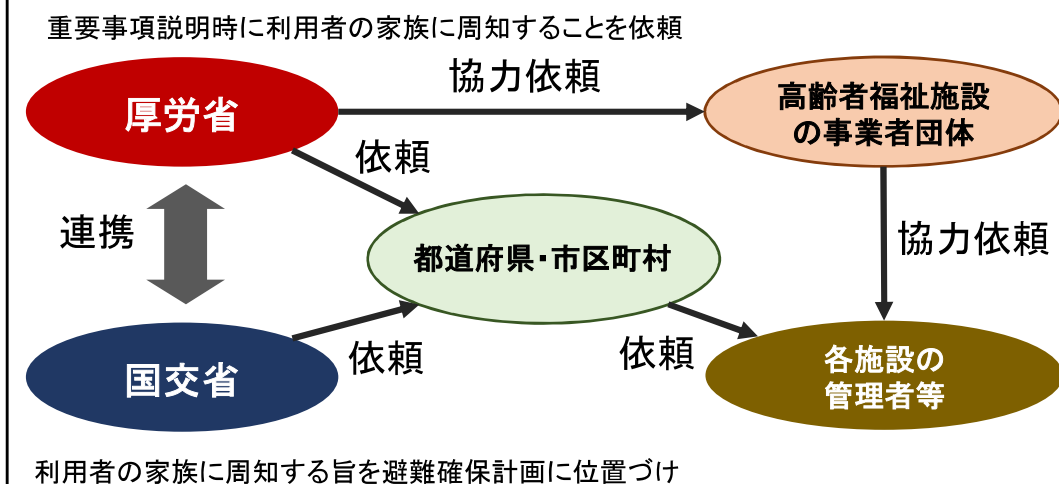
- ・ 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(H29.6)」の改訂

(※) 当該改正内容を含む特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出済み

検討会のとりまとめを受けて実施する主な施策イメージ
 (職員や利用者の家族等への避難確保計画等の周知)

- 避難支援協力者としての役割が期待される利用者の家族に対して、重要事項説明時等に非常災害対策計画・避難確保計画の内容の説明が行われるよう、事業者団体や各施設管理者等に協力依頼を行う。
- 職員や避難支援協力者が避難確保計画等の内容を容易に理解できるようにするため、タイムラインを踏まえた分かりやすい計画を作成するよう施設管理者等に促す。

重要事項説明時における非常災害対策計画・避難確保計画の内容周知の推進【厚労省、国交省】

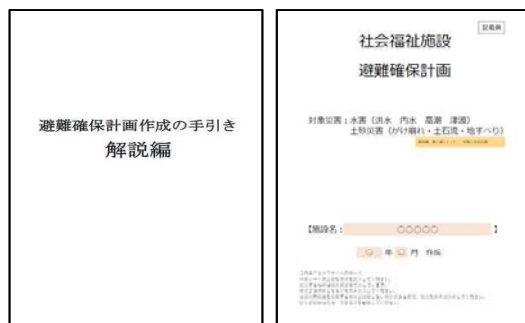


重要事項説明時における利用者の家族等への避難確保計画等の周知

- ・ 利用者が施設の利用を開始する際の重要事項説明時等に非常災害対策計画・避難確保計画の内容を利用者本人と利用者の家族に説明



タイムラインを踏まえた避難確保計画の作成支援【国交省】



避難確保計画作成の手引き(H29.6)

タイムラインの作成方法と様式を手引きに追加

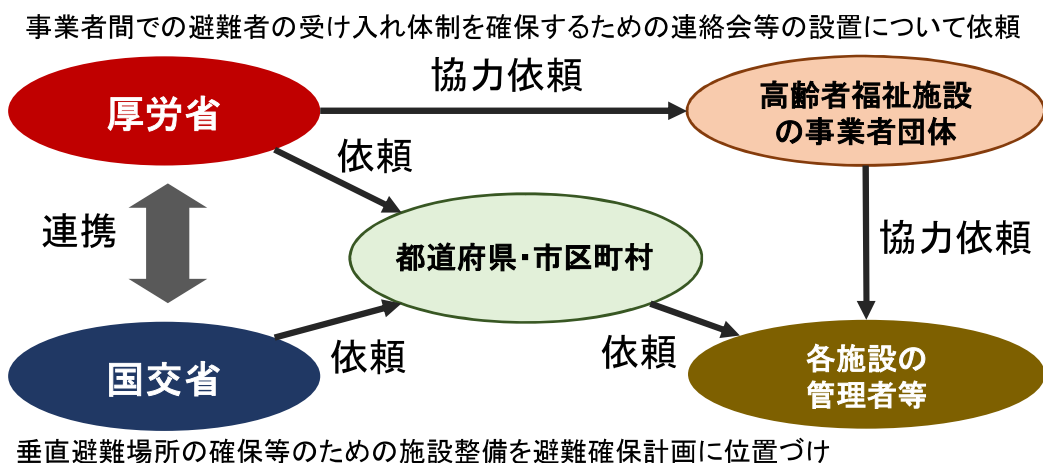


	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
台風発生 台風上陸 の可能性がある	○台風の発生 ○台風に関する記者会見 ○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	○体制の 早期構築 ○運行停止の可能性を 早めに周知	○広域避難体制の 確認・周知	○防災用品の準備
災害発生 の危険性	○台風に備える記者会見 (特別記者会の可動性) ○大雨・洪水等警報 ○はん雷警戒情報	○リモンの派遣 ○運行停止手続の 確認・公表	○広域避難体制の 確認・周知 ○助産師の派遣・ 投入	○防災用品の準備 ○広域避難の開始
台風接近 台風上陸 12時間前	○大雨・暴風・高潮等 特別警報 ○はん雷危険情報	○所管施設の点検 ○運行停止 ○施設保全・待避終了	○広域避難体制の 確認・周知 ○避難勧告・指示	○避難行動の開始 ○広域避難の開始 ○避難勧告の発令・ 投入
台風上陸 0時間前	○はん雷発生情報 ○TEC.FORCE活動 (巡回警備等) ○被害状況の把握 ○運行見通しの 公表	○運行停止 ○施設保全・待避終了 ○避難勧告・指示 ○避難行動の開始	○広域避難体制の 確認・周知 ○避難勧告・指示 ○避難行動の開始	○避難行動の開始 ○避難勧告の発令・ 投入 ○避難行動の開始 ○避難勧告の発令・ 投入

タイムライン(時系列の避難行動計画)

検討会のとりまとめを受けて実施する主な施策イメージ (施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保等)

- 施設同士で避難者を受け入れする仕組みを構築するため、地域ごとに事業者による連絡会等が設置されるよう事業者団体に協力依頼を行う。
- 垂直避難スペースやエレベータ等の避難設備の設置を補助金で支援し、施設の改修等を促進する。
- 業務継続計画(BCP)の作成を推進する。



事業者による連絡会等の設置の推進【厚労省】

高齢者福祉施設の事業者による連絡会等

※既存の枠組み活用可



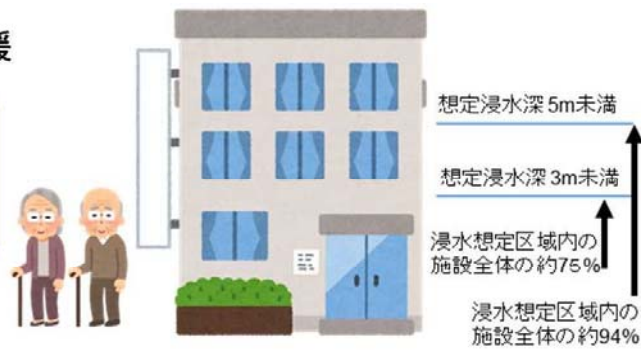
垂直避難スペースやエレベータ等の設置支援【厚労省(国交省)】

厚労省:介護施設等の水害対策の強化 (地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

施設の改修工事費に対する支援

- ・避難スペースの設置
- ・垂直避難用エレベータやスロープ等の設置

国交省:避難のための施設整備内容を避難確保計画に位置づけ



出典:高齢者福祉施設の避難確保における実態調査(R2.11調査)

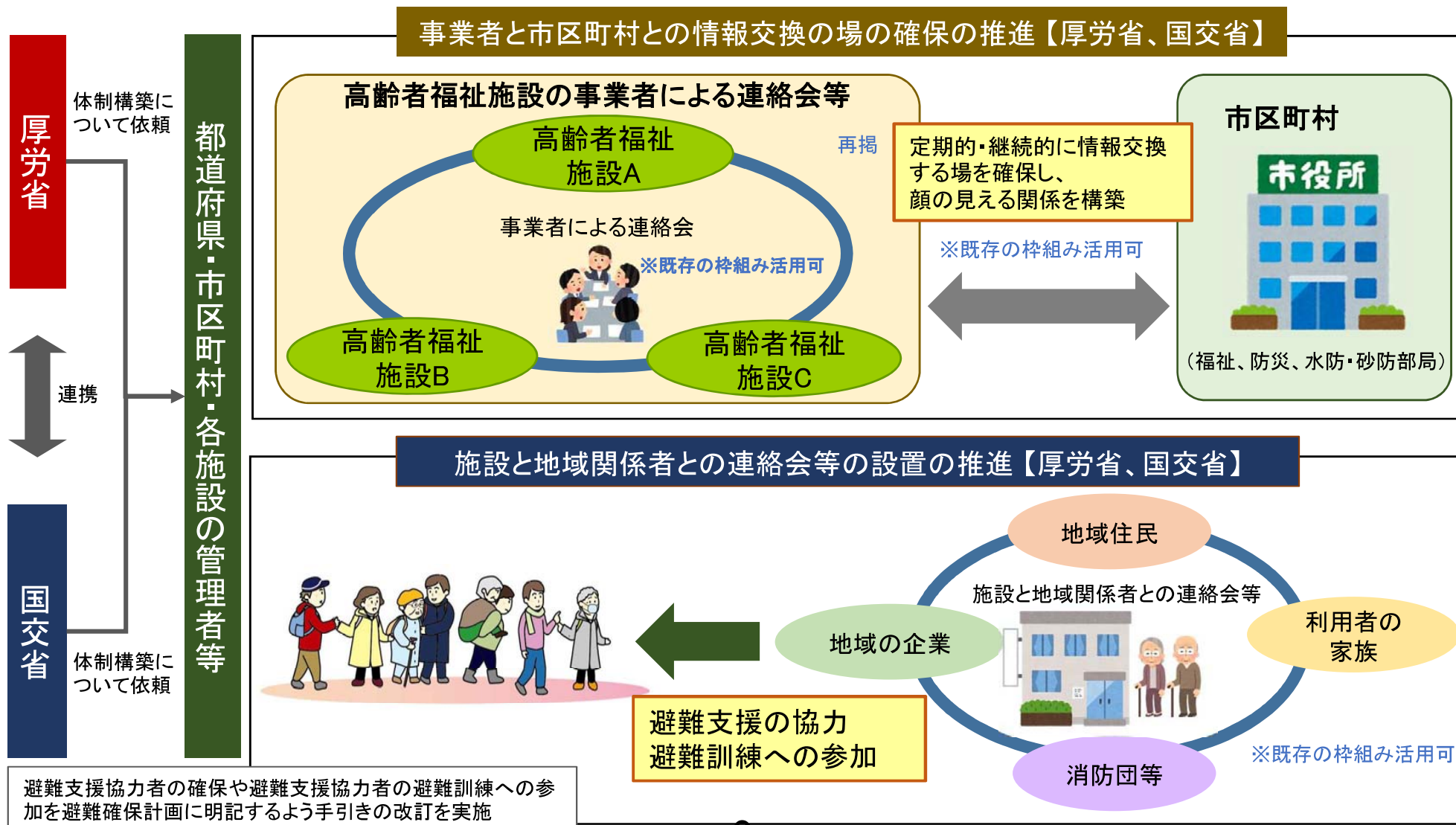
業務継続計画の作成徹底【厚労省】

- 令和3年度介護報酬改定において、業務継続に向けた取組の強化として、全ての介護施設等を対象に、3年の経過措置期間を設けた上で、業務継続計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務づけられる。



検討会のとりまとめを受けて実施する主な施策イメージ
 (地域や利用者の家族と連携した避難支援要員の確保)

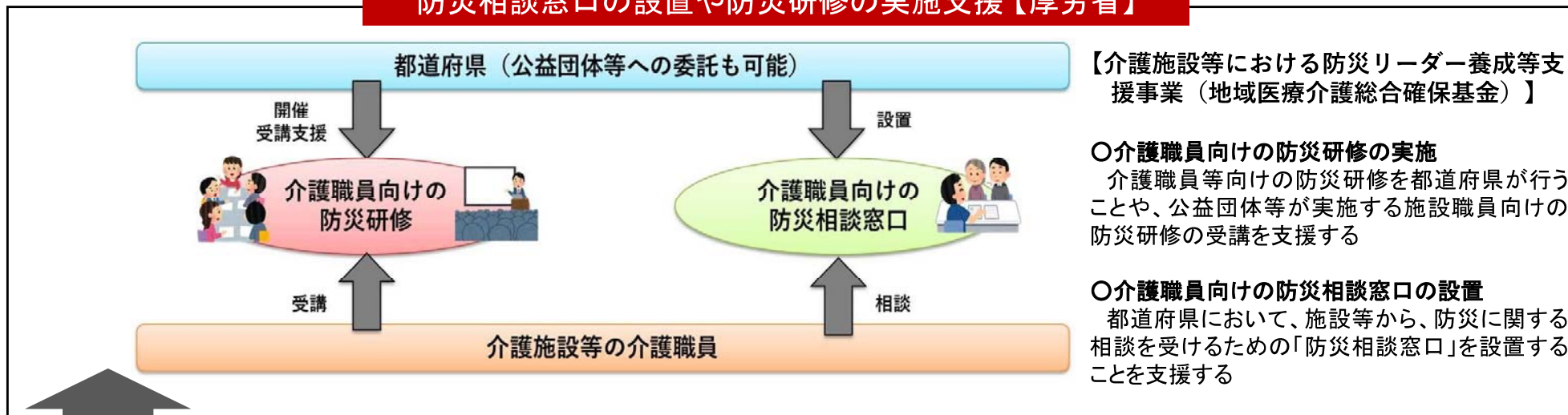
- 避難者受け入れの仕組み構築のために設置される事業者による連絡会と市区町村とが定期的かつ継続的に情報交換する場を確保し、顔の見える関係を構築するよう市区町村に促す。さらに、施設ごとに地域関係者との連絡会等を設置し、避難支援協力者の確保に努めるよう施設管理者等に促す。



検討会のとりまとめを受けて実施する主な施策イメージ
 (職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上)

- 施設から防災に関する相談を受けるための「防災相談窓口」の設置や施設の職員向けの防災研修、講習会等の開催の実施を都道府県に促すとともに、その取組を支援する。

防災相談窓口の設置や防災研修の実施支援【厚労省】



連携

講習会等の開催支援や教材の提供【国交省】

施設関係者向けの講習会



講習会を開催する市区町村を支援

教材の充実を図り提供

国交省

動画等の学習教材

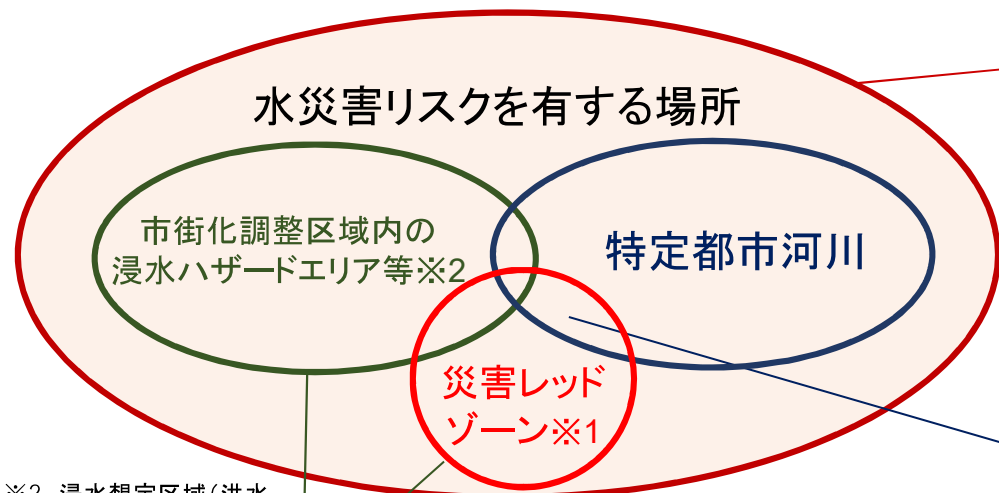


要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル(R2.10)

MLIT channel (YouTube動画) ~ 避難確保計画の作成方法 ~

検討会のとりまとめを受けて実施する主な施策イメージ
 (水災害リスクの低い場所への高齢者福祉施設の誘導等)

- 特定都市河川において、高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設の開発・建築行為を許可制とし、安全性を事前確認する「浸水被害防止区域」を創設する。さらに、水災害リスクを有する場所に施設を新設する場合の補助要件の厳格化を図る。



※2 浸水想定区域(洪水、雨水出水、高潮)、土砂災害警戒区域 等

※1 災害危険区域(出水等)、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域

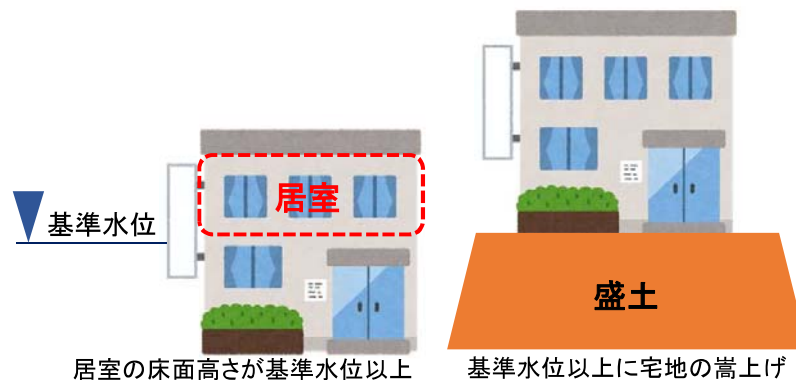
新たに設置される高齢者福祉施設に対する補助要件の厳格化【厚労省】

災害レッドゾーンにおける施設整備の原則補助対象外を検討

浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における補助の厳格化を検討



浸水被害防止区域の創設(特定都市河川法の改正(※))【国交省】



居室の床面高さが基準水位以上

基準水位以上に宅地の高上げ

高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設について、開発・建築行為を許可制とし、安全性を事前確認

(※)当該改正内容を含む特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出済み

災害ハザードエリアにおける開発抑制(開発許可の見直し)【国交省】

<災害レッドゾーン> 自己居住用の施設を除き、社会福祉施設等の開発を原則禁止(自己業務用の施設を対象に追加)

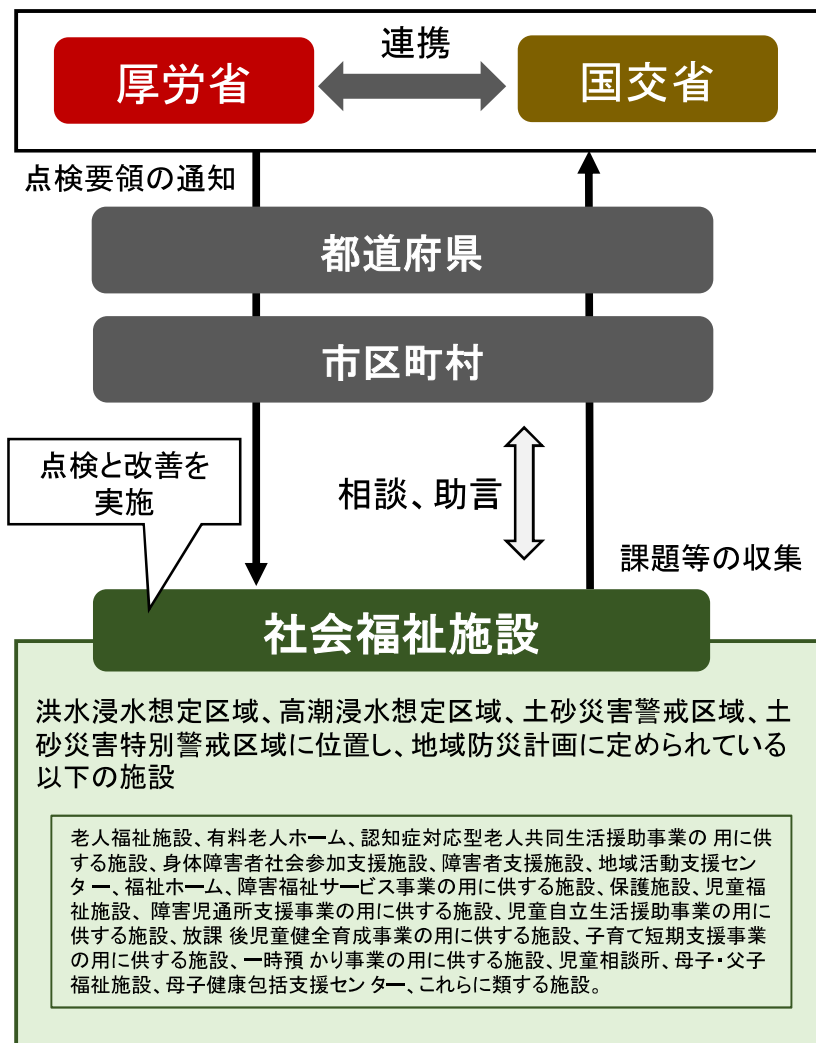
<浸水ハザードエリア等> 市街化調整区域における社会福祉施設等の開発許可を厳格化(安全上及び避難上の対策を許可の条件とする)

区 域		対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域	開発許可の厳格化

令和4年4月1日施行

【都市計画法】

- 令和3年の出水期に備え、個々の施設の避難体制の改善が少しでも進むよう、有識者検討会のとりまとめを先取りして、施設管理者等による自らの点検と改善をお願いしている。(令和3年2月24日に厚労省・国交省の連名で都道府県等を通じて施設管理者等に依頼済み。)



緊急点検の項目

○ 施設の災害リスク情報について

- ・ 施設にどのような災害リスクがあるかをハザードマップ等で確認する。

○ 施設利用者の避難先や避難行動について

- ・ 安全な避難先を確認し、避難先施設の了解を得る。
- ・ 避難先や避難経路に災害リスクが無いことを確認する。
- ・ 施設内での安全確保の場合、浸水しない高さの居室があること、長時間の浸水に備えた備蓄があること等を確認する。
- ・ 急激な災害に備えた緊急移動方法を確認する。
- ・ 市区町村への連絡体制を確認する。

○ 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて

- ・ 災害リスクに対して、避難のタイミング、行動を確認する。
- ・ 夜間や暴風時の避難開始のタイミングを確認する。
- ・ 施設利用者全員の避難に要する時間を確認する。
- ・ 避難の負担軽減の手順を確認する。

○ 施設利用者の避難支援のための体制確立について

- ・ 避難支援要員の確保策を確認する。
- ・ 外部の避難支援者の確保策を確認する。